

第5章 施策の方向

5-1 施策の体系

第3章で示した水循環をめぐる課題を踏まえ、第4章の「将来像」を実現するために、必要な施策を体系化します。

(1) 三つの柱

健全な水循環の確保に向けた取組を実践していくため、三つの柱を示します。なお、これらは相互に関連するものです。

水と人とのかかわりの再構築 施策展開の基本となる県民一人一人の取組を促す施策を展開します。

流域を単位とした施策の総合的な展開 治水・利水・環境保全の単一目的の施策の積み上げではなく、流域単位で全体として目的の達成につながるように、関連施策の横断的な連携を図り、総合的に展開します。

水管理体制の確立 産学民官の連携による取組によって、流域全体が一体となった施策を展開します。

(2) 施策の方向

水循環の視点から8つの大分類を示します。

水とのかかわりを深める 水にふれ、水に学び、水を通して人がつながり、水と人との良好な関係を築きます。

水を育む 自然を守り、自然の力を活用し、豊かな水量と良好な水質を確保します。

水を大切に使う 貴重な水を大切に使います。

水をきれいにする 水をきれいにすることに取り組みます。

水辺を豊かにする 親しみやすい、生き物が育まれる緑豊かな水辺を作ります。

災害に備える 水害の少ない流域をつくとともに、緊急時に備えます。

水を地域で生かす 地域の水資源の新たな活用に取り組みます。

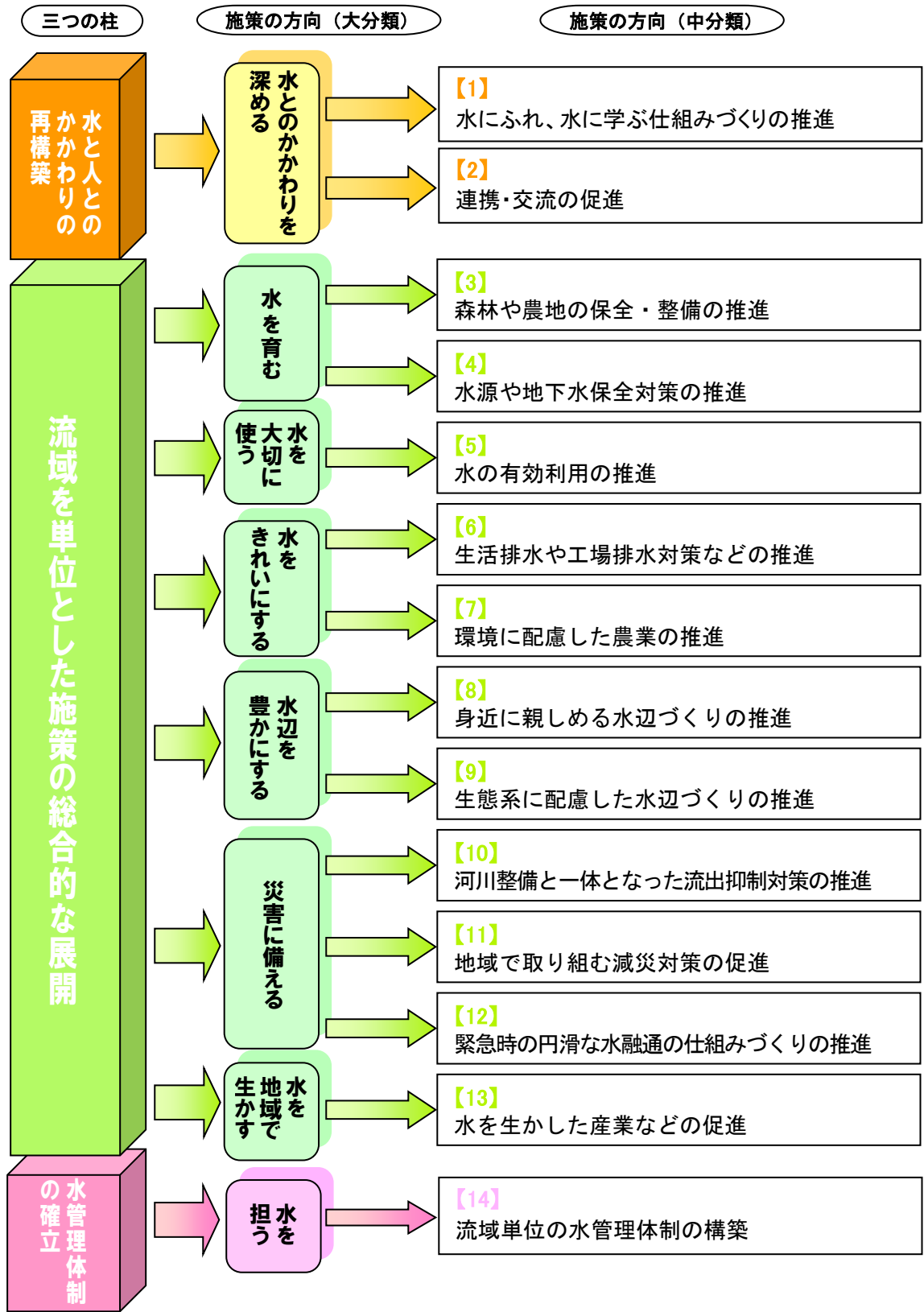
水を担う 分野や領域を超えて多様な知恵を結集し、流域全体で取り組みます。

さらに、8つの大分類のそれぞれを代表し、重点的に進める施策の方向として14の中分類を示し、その上で、具体的な個別施策の方向（小分類）を23ページ以降に示します。

なお、施策の推進により、SDGsの目標達成に近づくとともに、持続可能な社会の実現に寄与しています（SDGsとは、2030年に、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指す国際社会共通の目標です）。



【施策の体系図】



水にかかわる問題は、水循環を通して有機的に関連しています。その解決に当たっては、それぞれの施策が水循環全体にどのような影響を及ぼすかを捉えた上で、総合的に取り組むことが重要です。このため、「水循環の視点」から見た「施策の方向（中分類）」との関連について、その体系を次に示します。

【施策と水循環の関連表】

水循環の視点 施策の方向 (中分類)	水とのかかわりを 深める	水を育む	水を 大切に使う	水を きれいに する	水辺を 豊かに する	災害に 備える	水を地域で 生かす	水を担う
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
【1】水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進	◎	○	○	○	○	○	○	○
【2】連携・交流の促進	◎	○	○	○	○	△	○	○
【3】森林や農地の保全・整備の推進	○	◎		△	△	○	△	○
【4】水源や地下水保全対策の推進	○	◎		○	△	△	△	○
【5】水の有効利用の推進	○		◎	△	△	△		○
【6】生活排水や工場排水対策などの推進	○		△	◎	○	△	△	○
【7】環境に配慮した農業の推進	○		△	◎	○	△	△	○
【8】身近に親しめる水辺づくりの推進	○	△			◎	△	○	○
【9】生態系に配慮した水辺づくりの推進	○			△	◎	△	○	○
【10】河川整備と一体となった流出抑制対策の推進	○	○	△	△	△	◎		○
【11】地域で取り組む減災対策の促進	○					◎		○
【12】緊急時の円滑な水融通の仕組みづくりの推進	○		△			◎		○
【13】水を生かした産業などの促進	○	△			△		◎	○
【14】流域単位の水管理体制の構築	○	○	○	○	○	○	○	◎

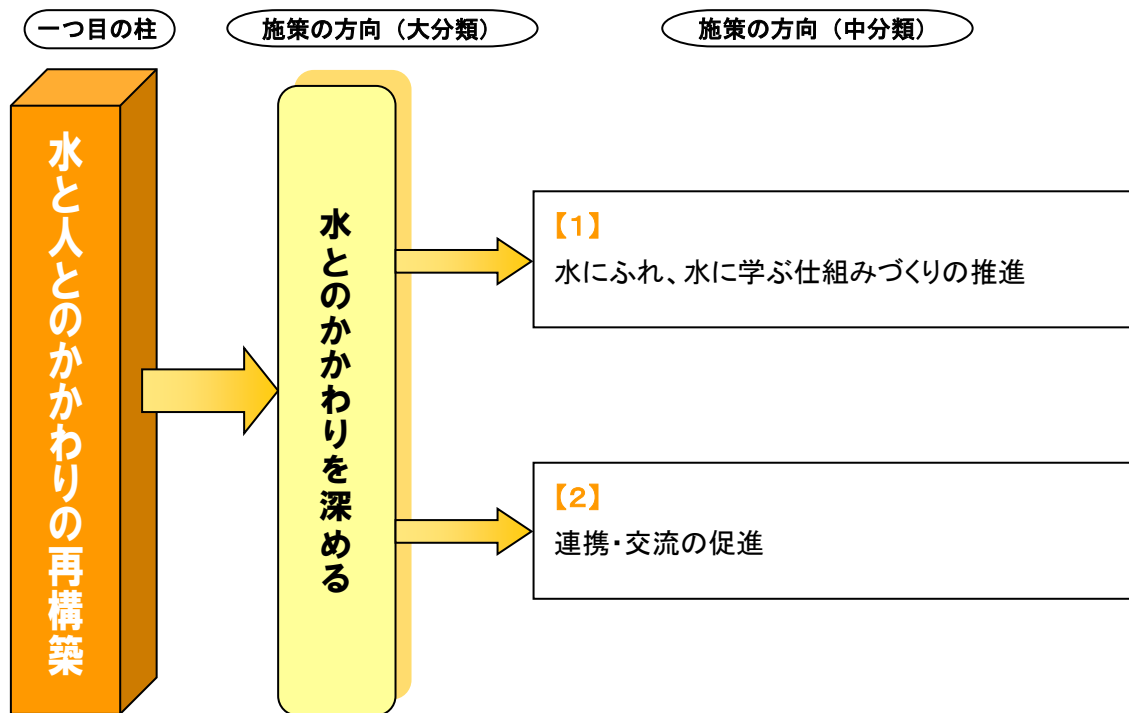
注：○は直接的関係（特に、◎は重点的に進める施策の方向）、△は間接的関係を示す。

水と人とのかかわりの再構築

人々は長い歴史の中で、それぞれの地域の水について多くのことを学び、水の恩恵と畏怖を悟り、水とともに生きてきました。

雨のしずくは土に浸透し、長い年月をかけ育まれ一筋の水の流れとなり、やがて河川を潤し大海へと注ぎます。その間に、一度使われた水が下流でまた別の人に使われるなど、水は多くの人々とかかわっていきます。また、第3章で示した「水に対する四つの基本的な考え方」(10 ページ参照)を踏まえると、水は県民共有の財産であるとも言えます。

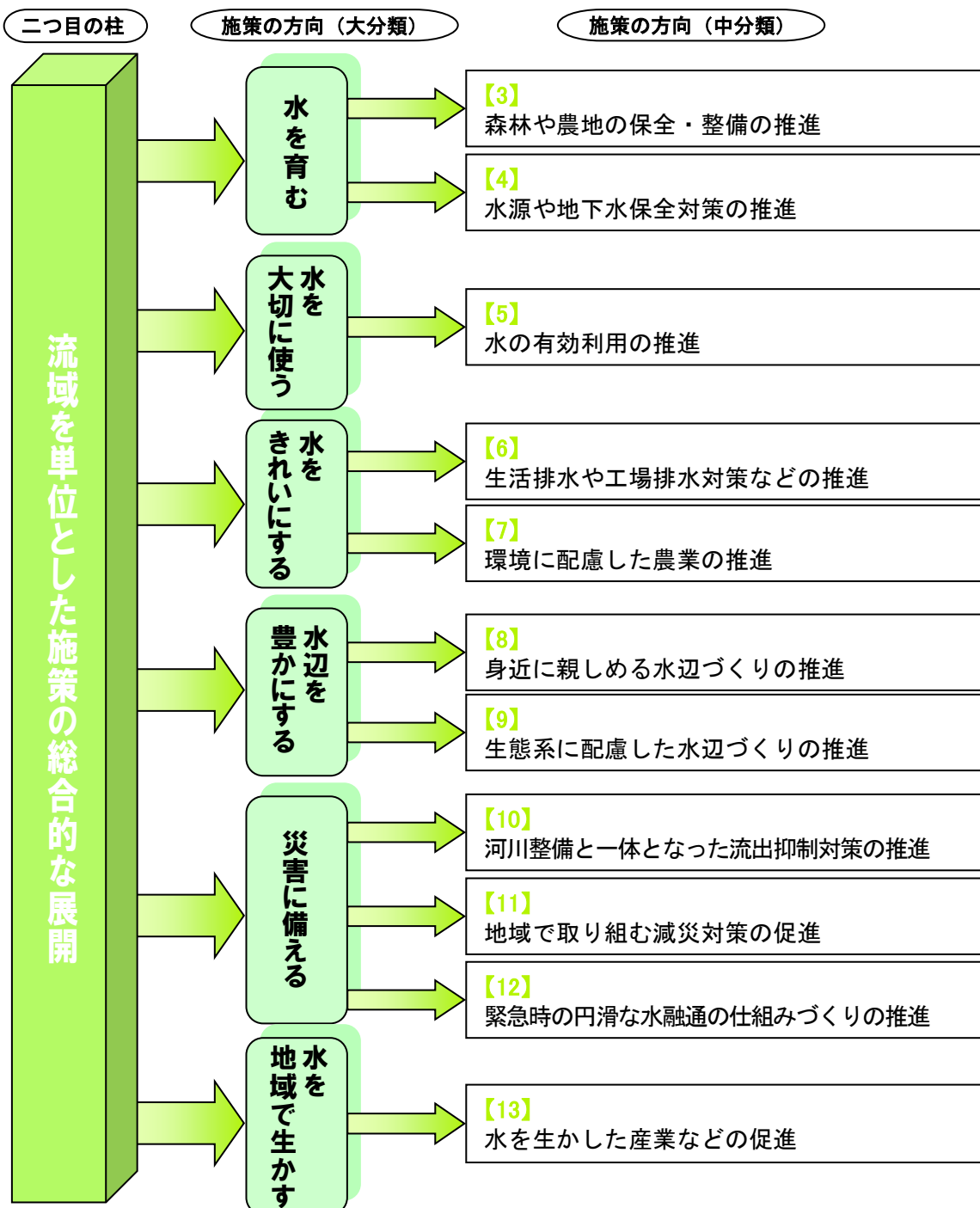
水と人との距離を近づけ、私たちの生活における水のつながりを学ぶことで、水とのかかわりを深め、良好な関係を再構築していきます。



流域を単位とした施策の総合的な展開

流域ごとに特徴ある水循環がつくられています。

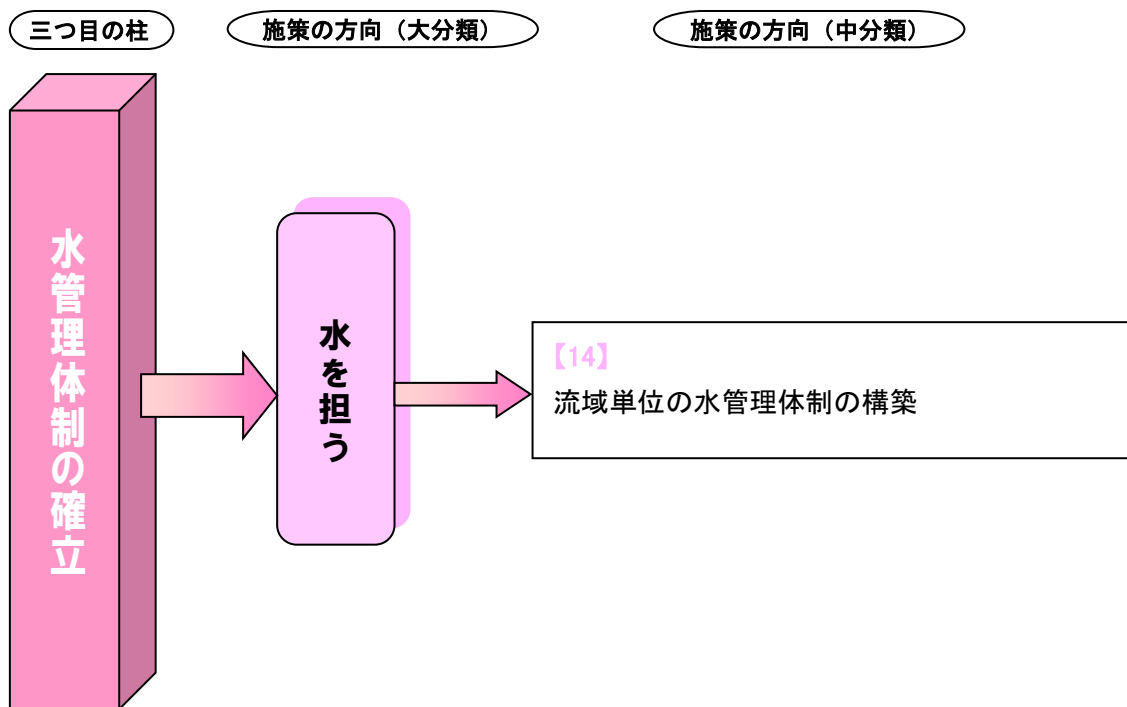
これまでの施策は、その目的によって、行政単位、個別の計画ごとに行われてきましたが、この計画では、森・川・海を一体とした流域を単位として、各施策を総合的に連携させ、流域ごとに健全な水循環を創ります。



水管理体制の確立

水循環は多様で複雑であり、各施策の連携及び関係主体間の協力、利害調整や合意形成が必要になります。

様々な主体が水に関する情報を公開し、地域の課題を共有し、解決に向けた基本的な合意を図りながら取組を進めるため、県民や事業者、教育・研究機関、行政などが分野や領域を越えて多様な知恵を集結し、流域全体が一体となって水を管理する体制を目指します。





【1】 水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進

私たちは、水が全ての生命を支える根本的なものであり、暮らしの中で欠くことのできない大切なものであること、森林や農地が水の循環の中で重要な機能を果たしていること、水の循環が生態系の多様性、安定性に関連していることを認識する必要があります。

このため、地域の身近な水環境保全活動への参加を促進したり、学習プログラムを充実させ水に学ぶ機会を提供するなど、学校や地域における水に関する活動の活性化に取り組みます。

水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進

① 学校や地域における水に関する活動の活性化

<水環境保全活動への参加の促進>

- 日常生活において家族ぐるみで水に関する意識を高め、身近なことから取り組むために、家庭での実践のきっかけづくり、新しい生活様式の下での身近な水環境保全活動への参加を促進します。

<水に学ぶ機会の提供>

- 継続的な水環境の保全・再生の取組、地域防災力の向上、節水型社会の形成を実現するために、学校教育の場における学習プログラムを充実させ水環境学習などを推進するとともに、体験学習や川遊びなどが安心してできるよう、地域の団体などと連携した仕組みづくりを推進します。

<人材の育成、情報の提供、調査研究の実施>

- これらの活動を支えるため、地元大学等と連携し、指導者の育成、環境放射線モニタリング結果等の情報提供など多面的な支援に努めるとともに、調査研究や環境教育などの環境施策の取組を総合的に推進します。

<新たな水の文化の形成>

- 水にかかわる地域の伝承などの掘り起こし、歴史的遺産の保存に努めるとともに、これらを地域づくり等へ活用することで、水の価値を再発見し、新たな水の文化の形成を促進します。



せせらぎスクール (須賀川市)



十六橋水門 (猪苗代町、会津若松市)



【2】 連携・交流の促進

水環境保全に関する地域での活動が活発になるとともに、流域内の団体間の連携・交流が求められています。また、水循環に関する意識が高まるにつれ、上流と下流の人々の間に負担と受益の不公平感、上流の開発に起因する洪水や水質汚濁などの上下流問題が顕在化しています。

水循環に関する諸問題を解決するためには、流域を単位として、“産学民官”の様々な主体が連携して相互理解を深めながら、共同体としての意識を持った取組を進めることが必要です。

このため、様々な主体の相互交流活動の支援、団体や人材などの情報の提供に努めるなど、上下流や地域、流域間の連携・交流を促進します。

連携・交流の促進

① 上下流や地域、流域間の連携・交流の促進

<交流活動の支援>

- ・ 県内を始め、下流県を含めた流域の上流と下流、または流域間において、住民や自治体などが水循環をキーワードとした新しい生活様式を踏まえた多様なネットワークづくりを進めるため、交流の機会や場に関する情報の提供など交流活動を支援します。

<情報の提供>

- ・ 情報の共有化を図るために、水循環にかかわる情報、各種活動団体や人材に関する情報の収集、蓄積及び一元的な管理を進め、県民が入手しやすく、分かりやすい情報の提供と定期的な更新に努めます。



福島県水環境活動団体交流会

【4】 水源や地下水保全対策の推進



水源や地下水の保全については、これまで、県の「福島県生活環境の保全等に関する条例」や市町村の「水源保全条例」などにより取り組まれてきましたが、水源の周辺の土地利用の変化は、表流水や地下水などの水質の悪化や水量の変化に影響を及ぼすおそれがあります。また、地下水の取水量が増加すると、地下水位の回復力の低下や地盤沈下などが生ずるおそれがあります。

これらを未然に防ぐためには、法令等による規制を始め、飲用水などに利用されている水源、土地所有域を越えて循環している地下水を、県民共有の財産として保全するための取組が必要です。

このため、水源地における適正な土地利用の誘導などによる水源地域の保全、ガイドラインの作成による地下水の適正な管理などに取り組めます。

水源や地下水保全対策の推進

① 水源保全の推進

<土地利用の誘導>

- ・ 水源地域を保全するため、汚染物質の排出により環境影響が懸念される施設の立地については、規制を行うなど、水源地域の適正な土地利用の誘導に努めます。また、水源地で生活している人の水環境への配慮を促します。

<排水者と取水者の連携>

- ・ 高度浄水を行わなくとも通常の処理で水道水質基準を満足できるような原水を確保するため、水の汚濁発生源となっている関係者への啓発を図るとともに、取水者との間で連携を図る仕組みづくりに努めます。

<監視体制の充実>

- ・ 水質事故による水源への有害物質の混入や地下水汚染を防止するため、事故の早期発見と迅速な対応が可能となるような監視体制の充実、工場・事業場に対する監視指導の徹底を図ります。

<自然公園内の水質保全対策>

- ・ 自然公園となっている水源地域については、利用者の増加に伴う水質の悪化等の弊害を防止するため、公園利用者に対するマナーの啓発、山岳トイレの整備等を推進します。



阿武隈川の源流（西郷村）



尾瀬ごみ持ち帰り運動

<放射性物質対策>

- ・ 生活に密接に関連する水源地の森林や林業生産活動の場となる森林の整備を推進し、放射性物質の拡散防止に努めます。

<水道の衛生対策に関する取組>

- ・ 水道事業者などと連携して、飲料水の放射性物質のモニタリングを行うとともに、県民に分かりやすく公表します。また、水道の衛生対策を推進します。

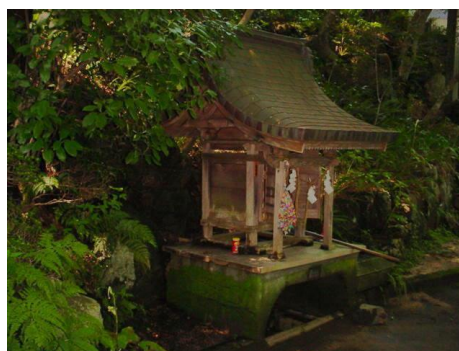
② 地下水の適正な管理及び保全の推進

<ガイドラインの策定>

- ・ 地下水の状況把握に努め、地下水の保全と適正な使用のあり方を示したガイドラインを策定します。

<情報の公開>

- ・ 流域の利害関係者が、リスク等の情報を共有し、相互に意思疎通を図りながら地下水汚染対策等を進めていくため、工場や事業場などに対して、地下水の取水量や水質の状況、有害物質の管理状況などの積極的な情報公開を促します。



赤井嶽弘法水（いわき市）

③ 健全な水循環の確保のための土地利用対策の推進

<水循環アセスメントの実施>

- ・ 大規模な土地の改変を伴う事業等については、法令に基づく環境影響評価の中で、必要に応じ、水循環の視点でアセスメントが行われていますが、制度の対象とならない事業についても、水循環アセスメントの実施について検討します。

④ 雨水の地下浸透の推進

<雨水浸透施設の整備>

- ・ 水源となっている河川の流量を維持し、地下水のかん養を図るため、浸透適地において公共施設や住宅の雨水浸透柵や透水性舗装などの整備を推進します。



雨水浸透施設のイメージ

【5】 水の有効利用の推進



先人は貴重な水資源を有効に利用するために、堰やため池を築きました。近年には安定的な取水をするためにダムを築造し、私たちは毎日、安定的に水を使うことができるようになりました。一方、人口の減少傾向や水田面積の減少、水を使わない産業の進展など、水利用形態の変化に伴い、需要量は減少傾向にあります。

しかし、水需給バランスの地域間の不均衡、地下水の過剰揚水による水量減少、水源水質の悪化などにより、新たな水源の確保が必要となることも考えられます。

このため、既存開発水資源を有効利用した未利用水の幅広い分野への活用の検討、意識の啓発による節水や水の再利用などに取り組みます。

水の有効利用の推進

① 既存開発水資源の有効利用の推進

＜未利用水の幅広い分野への活用の検討＞

- ・ 既存ダムの未利用水について、その有効利用を図るため、地域の実情に応じて、他の用途への幅広い活用についての検討を進めます。

＜身近な水路の水量確保の検討＞

- ・ 合理的な水利使用を行うため、日常の河川に必要な流量を明確にし、その管理を行い、身近な水路の水量確保に向けた方策の検討を行います。

＜既存施設の活用＞

- ・ 既存施設の老朽化対策等を実施するなど、維持管理・更新を計画的に行います。

＜人材の育成＞

- ・ 水インフラの運営、維持管理に係る人材の育成を推進します。



小玉ダム（いわき市）

② 節水や水の再利用の促進

＜意識の啓発＞

- ・ 節水や、雨水・下水処理水等の再利用を促進するため、「もったいない」等の意識の啓発に努めます。

無駄なく効率よく水を使うことは、水利用に伴う水環境に対する負荷の減少にもつながります。



雨水の再利用イメージ（郡山市）

② 市街地からの汚濁負荷の削減対策の推進

＜市街地排水の浄化対策の検討＞

- ・ 市街地からの汚濁負荷物質の流出を削減するため、市街地排水の効果的な浄化対策の検討を進めるとともに、道路、側溝、調整池、雨水浸透枳などの清掃活動を促進します。

③ 閉鎖性水域(湖沼など)の水質保全の推進

＜高度処理施設の整備＞

- ・ 水質悪化を未然に防止するため、猪苗代湖や裏磐梯湖沼群における工場や事業場からの窒素・りんに係る排出の規制、及び汚水の高度処理施設の整備促進に加え、それ以外の湖沼やダム貯水池等の閉鎖性水域においても、必要に応じ、高度処理施設の整備を検討します。

また、猪苗代湖流域については、流域が一体となって、汚濁負荷の流入削減や水生植物の回収などの水質悪化防止対策を図ります。



猪苗代湖（第18回猪苗代湖・裏磐梯湖沼フォトコンテスト最優秀賞作品）

【8】 身近に親しめる水辺づくりの推進



都市化による土地の高度利用に伴い、まち中の水路が地中化されたり蓋掛けされるなど、身近な水辺空間が減少しています。また、河川などの近くに周辺の風景と調和がとれていない建築物が建つなど、水辺景観が損なわれている事例が見受けられます。

人々が水による安らぎを感じられるようにするためには、川や水路などが本来持っていた人々の日常的な交流や遊び、憩いの場としての機能を確保していく必要があります。また、これらを身近で体感することにより、水や川に対する関心が高まり、ひいては水循環の諸課題に対する自主的な取組にもつながることが期待されます。

このため、いつでも水面の見える水路の整備により、まち中の水辺を確保するとともに、水辺景観を保全するため、建築や開発行為の規制等について検討します。

身近に親しめる水辺づくりの推進

① まち中水路などの水辺の確保

<いつでも水面の見える水路整備>

- 水辺としての機能を失ってしまった水路を地域の暮らしや風景に密着した身近な水辺として再生するため、安全性など地域の状況に配慮しながら水が常に流れ水面の見える水路整備を推進します。



生活に密着した水辺（会津若松市）

② 水辺の景観保全、親水性の向上

<建築や開発行為の規制等の検討>

- 地域の生活に密着した棚田やため池といった歴史的な水辺景観や、都市部の安らぎの空間としての水辺景観を保全するため、景観を阻害する建築や開発行為に対する規制等について検討するとともに、水辺へ近づくことがふさわしい箇所については、親水性の向上を図ります。

<ごみ対策>

- 身近な水辺の景観を保全するため、ごみを捨てない意識の啓発を図るとともに、地域と連携した清掃活動等のごみ対策を推進します。



県下一斉クリーンアップ作戦
（阿武隈川）

【9】生態系に配慮した水辺づくりの推進



開発などによる水辺の緑地空間や湿地の減少、発電取水による河川の減水区間の発生など人間の営みによる水循環の変化は、生態系に変化を及ぼします。

人間も生態系の一員として、地球上で共存していくためには、生物の生息・生育環境の保全・復元を図っていくことが必要です。

このため、水と緑のつながりのある整備による生き物の生息空間や移動経路などの確保、関係利水者との調整による日常の河川流量の確保などに取り組みます。

生態系に配慮した水辺づくりの推進

① 生き物の生息空間や移動経路などの確保

<水と緑のつながりのある整備>

- 多様な生き物の生息する場を保全、再生していくため、治水や利水機能との調和を図りながら、河畔林の保全、多自然の河川や水路づくり、市街地の道路、公園の緑化等により、水と緑の生態的な連続性のある整備を推進します。

<野生生物の適正な保護管理>

- 水辺や湿地に生息・生育する野生動植物を保護するため、特定希少野生生物の指定や捕獲の禁止など適正な保護管理を図ります。また、外来生物の対策などについて検討します。



ビオトープ
牛沼（猪苗代町）

② 日常の河川流量の確保

<関係利水者との調整>

- 渇水時などにおいて河川の流況改善を図るため、ダムや堰などの関係利水者との調整等に努めます。



河畔林の保全
長瀬川（猪苗代町）

【11】 地域で取り組む減災対策の促進



洪水により川が氾濫していた土地の都市化などにより、河川整備が追いつかない状況にあります。また、水防（消防）団員の減少や高齢化、地域コミュニティの衰退により、地域の防災力が低下しています。

気候変動に伴い頻発化・激甚化する水害から生命や財産を守るためには、河川等の整備は必要ですが、完璧な対策はないという意識の下、被害を最小限に抑える減災の取組も必要です。

このため、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水を進めるほか、「自助」・「共助」・「公助」の取組を強化して地域防災力の向上を図ります。

地域で取り組む減災対策の促進

① 流域治水の推進

＜土地利用と治水対策の連携＞

- ・ 浸水被害を効果的に軽減するため、土地利用状況に応じた洪水に対する安全度と地域の意向等に合った整備手法を検討します。また、水害の危険性の高い地域に関する情報の普及、高床式建築の奨励など、河川整備状況に応じた土地利用や建築方式を促進し、土地利用と治水対策の連携を図ります。



水防災対策特定河川事業
阿武隈川（二本松・安達地区）

＜ハード対策とソフト対策の連携＞

- ・ 激甚化する水害に備え、流域全体での治水対策や適切な避難行動の意識を高めるための取組を推進します。

② 地域防災力の強化と充実

＜地域防災力の向上＞

- ・ 水防体制の強化、避難行動要支援者の避難支援、関係機関及び住民の防災情報の共有体制の強化、避難の目安となる水位など分かりやすい情報の提供により、地域防災力の向上を図ります。



福島県水防訓練

＜県民の防災意識の向上＞

- ・ 水害の履歴を掲示するなど災害を日常的に確認できる情報の提供、ハザードマップを活用した避難訓練の実施などにより自主防災意識の啓発を促進するとともに、適切で迅速な避難行動の推進を図ります。



【12】 緊急時の円滑な水融通の仕組みづくりの推進

本県では、渇水発生時の対応として、国・県・市町村が連携した渇水対策組織により、河川の流況、被害状況等の情報収集や水利用の調整協議、給水制限、節水の広報など適切な渇水対策に努めるとともに、地震などの災害への対応については、県地域防災計画に基づいて体制整備を図っています。

これらの緊急時において、より円滑な対応を図るためには、現在の対策に加え、水を融通しあう仕組みをあらかじめ整備しておく必要があります。

このため、利水者間の連携強化による緊急時の円滑な水融通体制の構築などに取り組みます。

緊急時の円滑な水融通の仕組みづくりの推進

① 緊急時の円滑な水融通体制の構築

<利水者間の連携強化>

- ・ 災害発生時の迅速な対応を図るため、異常渇水時における水融通のルールづくり、大規模地震時における水供給の支援についての協定を締結するなど、他県との連携も視野に入れた利水者間の連携強化を促進します。
- ・ 関係者が連携して、渇水による影響・被害の想定や、渇水による被害を軽減するための対策等を定める渇水対応タイムライン（時系列の行動計画）の作成を検討します。

<災害に強い施設の整備>

- ・ 災害時に施設の機能を維持するため、施設の耐震化や緊急連絡管の整備を進めるなど、災害に強い施設の整備を促進します。



東日本大震災時応急給水
(いわき市水道局)



【13】 水を生かした産業などの促進

本県には豊かで美しい水により育まれた全国に誇れる景勝地、温泉、名水、湧水などの地域資源、自然豊かな溪流等の釣り場、郷土食・ラーメンや地酒などの食文化、和紙などの伝統工芸品、水にかかわる祭りなど、数多くの水に関する文化があります。

このため、水の文化の掘り起こしなどにより地域に対する誇りを醸成するとともに、水資源の観光への活用、小水力発電の検討などによる地域の水資源の新たな活用に取り組みます。

水を生かした産業などの促進

① 地域の水資源の観光への活用

<良好な水環境の活用>

- ・ 景勝地や温泉などの地域資源、水に関する文化を全国に情報発信するとともに、河川、湖沼などの良好な水辺を探勝するエコツーリズム*の促進、水辺に親しむための遊魚等、良好な水環境を活用します。

なお、良好な水環境の利用については、関係機関が連携して利用者の安全意識の啓発に努めます。



裏磐梯（第18回猪苗代湖・裏磐梯湖沼
フォトコンテスト優秀賞作品）

② 地域の水資源の新たな活用

<小水力発電の検討>

- ・ 身近な水資源の日常生活への活用を促すため、小水力発電など新たな活用について検討します。

<水のブランド化>

- ・ 水に関する産業（農林水産業、食品など）の発展を促すため、本県の水のブランド化を図ります。

<コーディネート機能の充実>

- ・ 水を生かした新たな産業を創出するため、産学官の連携を橋渡しする民間の人材を活用するなど、コーディネート機能の充実を図ります。



福島県の水



福島県の日本酒

※エコツーリズム

対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に配慮しながら、それらを体験し学ぶ観光のありかた。

5-2 施策と主体間の連携

水にかかわる問題は、各主体が連携して施策に取り組むことが必要です。そこで、施策別に連携して取り組むことが望まれる主体について次に示します。

【施策と各主体の関係表】

施策の方向			産	学	民	行政			
大分類	中分類	小分類 ＜具体施策＞	事業者	教育・研究機関	市民団体	住民	市町村	国	県
水とのかかわりを深める	【1】水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進	①学校や地域における水に関する活動の活性化 ＜水環境保全活動への参加の促進＞＜水に学ぶ機会の提供＞など	◎	◎	◎	◎	○	○	◎
	【2】連携・交流の促進	①上下流や地域、流域間の連携・交流の促進 ＜交流活動の支援＞＜情報の提供＞	◎	○	◎	◎	○	○	○
水を育む	【3】森林や農地の保全・整備の推進	①水循環に着目した森林・農地の保全・整備 ＜流域住民参加型の保全・整備＞＜担い手の育成・確保＞など	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
	【4】水源や地下水保全対策の推進	①水源保全の推進 ＜土地利用の誘導＞＜排水者と取水者の連携＞など	◎	○	○	○	◎	◎	◎
		②地下水の適正な管理及び保全の推進 ＜ガイドラインの策定＞＜情報の公開＞	◎	○		○	◎	○	◎
		③健全な水循環の確保のための土地利用対策の推進 ＜水循環アセスメントの実施＞	◎	○		○	◎	◎	◎
④雨水の地下浸透の推進 ＜雨水浸透施設の整備＞	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	
水を大切に使う	【5】水の有効利用の推進	①既存開発水資源の有効利用の推進 ＜未利用水の幅広い分野への活用の検討＞＜身近な水路の水量確保の検討＞など	○	○	○	○	○	◎	◎
		②節水や水の再利用の促進 ＜意識の啓発＞	◎	○	◎	◎	○	○	○
水をきれいにする	【6】生活排水や工場排水対策などの推進	①生活排水対策や工場排水対策などの推進 ＜ハード事業とソフト事業の連携＞＜情報の公開＞など	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
		②市街地からの汚濁負荷の削減対策の推進 ＜市街地排水の浄化対策の検討＞	◎	○	◎	◎	◎	○	◎
		③閉鎖性水域（湖沼など）の水質保全の推進 ＜高度処理施設の整備＞	◎		○	◎	◎	○	◎
	【7】環境に配慮した農業の推進	①水環境にやさしい農業の推進 ＜有機栽培や特別栽培、エコファーマーの取組拡大＞	◎	○			○	○	◎
②畜産環境保全対策の推進 ＜家畜排せつ物の適正な管理及びたい肥の利用の促進＞		◎	○			○	○	◎	

施策の方向			産	学	民	行政			
大分類	中分類	小分類 ＜具体施策＞	事業者	教育・研究機関	市民団体	住民	市町村	国	県
水辺を豊かにする	【8】身近に親しめる水辺づくりの推進	①まち中水路などの水辺の確保 ＜いつでも水面の見える水路整備＞	○	○	○	○	◎		◎
		②水辺の景観保全、親水性の向上 ＜建築や開発行為の規制等の検討＞＜ごみ対策＞	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
	【9】生態系に配慮した水辺づくりの推進	①生き物の生息空間や移動経路などの確保 ＜水と緑のつながりのある整備＞＜野生生物の適正な保護管理＞	○	○	○	○	◎	◎	◎
		②日常の河川流量の確保 ＜関係利水者との調整＞	◎	○			○	◎	◎
災害に備える	【10】河川整備と一体となった流出抑制対策の推進	①流出抑制対策の推進 ＜雨水の浸透や貯留機能の向上＞＜治水施設整備の推進＞など	◎	○	○	◎	◎	◎	◎
		【11】地域で取り組む減災対策の促進	①流域治水の推進 ＜土地利用と治水対策の連携＞＜ハード対策とソフト対策の連携＞	○	○		○	◎	◎
	②地域防災力の強化と充実 ＜地域防災力の向上＞＜県民の防災意識の向上＞		◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
	【12】緊急時の円滑な水融通の仕組みづくりの推進	①緊急時の円滑な水融通体制の構築 ＜利水者間の連携強化＞＜災害に強い施設の整備＞	◎	○		○	○	○	◎
水を地域で活かす	【13】水を生かした産業などの促進	①地域の水資源の観光への活用 ＜良好な水環境の活用＞	◎	○	◎		◎	○	○
		②地域の水資源の新たな活用 ＜小水力発電の検討＞＜水のブランド化＞など	◎	○	◎		◎	○	○
水を担う	【14】流域単位の水管理体制の構築	①流域単位の水管理体制の構築 ＜自立的な運営組織の設置＞＜各主体の特性の活用＞など	◎	○	◎	◎	○	○	○

◎：中心となって取り組む主体

○：関係して取り組む主体

※具体化の段階で変わる場合もあります。